

長浜市 PPP/PFI 手法導入優先的検討ガイドラインの策定について（着手）

1. 趣旨・経過

国では、厳しい財政状況の下、公共施設や生活インフラの効率的な整備・運営を進めるためには、公共施設等の整備等の方針を検討する際に、民間の資金・経営ノウハウを活用できる多様な PPP/PFI 手法導入を従来手法に優先して検討する（以下、優先的検討という。）仕組が必要であると示されています。

こうした中、人口 20 万人以上の地方公共団体等においては、国が平成 27 年度に策定した「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」に基づき、優先的検討規程を定め、的確に運用するよう要請されたところです。令和 3 年度には当該指針が改定され、規程を策定すべき団体の基準が人口 10 万人以上の団体に変更されるとともに、令和 5 年度末までに優先的検討規程を策定するよう求められました。

2. 本市の対応

本市では平成 27 年度に「長浜市官民パートナーシップ推進基本方針」を策定し、PPP の様々な手法を積極的に推進することとしています。これを踏まえ、今後、新しい技術や柔軟な発想を取り入れ、脱炭素化などの社会的要請に応えることができる公共施設等の整備等を行っていくためにも、令和 4 年度中のガイドライン策定を目指すこととします。

3. ガイドラインに定める内容

策定の趣旨、効果、対象事業、検討手順、検討体制 など

4. 国の定める対象事業

※「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」（内閣府作成）から抜粋

優先的検討の対象とする事業

次の一及び二に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- 一 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - ロ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- 二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - イ 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - ロ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

対象事業の例外

- イ 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ニ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

5. 導入時期： 令和 4 年度中に方針を策定し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

※既に公共事業整備事業に着手している場合など、整備手法が決定している場合（従来手法により実施する方針が決定している場合を含む）は、当該方針に基づく優先的検討の必要はなし。

6. スケジュール

令和 4 年 10 月	庁議
(10 月 7 日)	職員向け PPP/PFI 研修会の実施(今後も適宜開催予定) 第二回長浜市公共施設マネジメント推進委員会 (1 回目)
11 月	方針 (素案) 作成 関係課協議 先進地視察
12 月	第三回長浜市公共施設マネジメント推進委員会 (2 回目)
令和 5 年 1 月	方針 (案) 作成
令和 5 年 2 月	庁議 市議会総務教育常任委員会
令和 5 年 4 月	運用開始

7. 参考

県内各市策定状況

策定済	:	大津市
未策定 (策定意向 有)	:	彦根市、草津市、東近江市、甲賀市、野洲市
未策定 (策定意向 無)	:	守山市、栗東市、湖南市、近江八幡市、米原市 高島市